

障がい児をもつ家庭のために

この章では、障がい児や障がい児をもつ家庭の方々のために、日ごろ必要とする施設や各種福祉サービスを紹介しています。

障がいのある方が地域のなかで安心して生活できるように、また家族の方も介護がより楽になるように、様々な情報を提供していますのでご利用ください。

1. 施設

心身障がい児施設

身体または知的障がいをもつ児童が、入所または通園することにより、独立自活に必要な知識・技能を身に付けられる施設です。

施設への入所、通園に関しては、児童相談所が判断します。

宇都宮市内にある施設を中心に掲載しています。

□ 問い合わせ

中央児童相談所 Tel 665-7830



知的障がい児施設

(医療・相談・支援施設位置図P79参照)

知的障がいの児童が通園する施設です。

◇通園施設

No	施設名	所在地	電話
1	宇都宮市子ども発達センター 若葉園	鶴田町 970-1	647-4710
2	とちぎりハビリテーションセンター こども発達支援センター	駒生町 3337-1	623-6128

若葉園

知的障がいや社会性の障がいのある就学前のお子さんが通園し、社会適応に向けた療育訓練を行います。

※ 児童相談所の施設支給決定が必要です。

※ 利用料及び給食費の自己負担があります。

※ 3歳未満は、保護者と一緒に通園しますが、3歳以降はお子さん1人で通園します。

□ 問い合わせ 宇都宮市子ども発達センター Tel 647-4710

肢体不自由児施設

(医療・相談・支援施設位置図P79参照)

上肢、下肢または体幹の機能の障がいがある児童が入所（通園）して、治療を受けるとともに、独立自活に必要な知識、技能を習得できる施設です。

No.	施設名	所在地	電話
1	宇都宮市子ども発達センター かすが園	鶴田町 970-1	647-4710
2	とちぎりハビリテーションセンター こども療育センター	駒生町 3337-1	623-6138
3	とちぎりハビリテーションセンター こども発達支援センター	駒生町 3337-1	623-6128

かすが園

肢体不自由のある就学前のお子さんが通園し、社会適応に向けた療育訓練を行います。

- ※ 児童相談所の施設支給決定が必要です。
- ※ 利用料及び給食費の自己負担があります。
- ※ 親子で通園します。

問い合わせ 宇都宮市子ども発達センター TEL 647-4710



重症心身障がい児施設

重度の知的障がい及び重度の肢体不自由な児童が入所して、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導が受けられる施設です。

No.	施設名	所在地	電話
1	あしかがの森 足利病院	足利市大沼田町 615	(0284) 91-0611
2	独立行政法人国立病院機構 宇都宮病院	宇都宮市下岡本町 2160	673-2111
3	(社) 星風会 星風会病院 星風院	栃木市田村町 925-2	(0282) 27-4731
4	(社) 邦友会 なす療育園	大田原市北金丸 2600-7	(0287) 20-5100

宇都宮市子ども発達センター

住所: 宇都宮市鶴田町 970-1

名称	内容
診療検査事業	障がい児療育事業・重度心身障がい児プール活動支援事業を利用する 18 歳未満の障がいのあるお子さんや発達に遅れのあるお子さんを対象にリハビリ医師が診察を行います。 ※有料(保険診療に基づき費用がかかります)
療育事業	18 歳未満の障がいのあるお子さんや発達に遅れのあるお子さんや、発音がはっきりしない・吃音(どもり)のあるお子さんを対象に理学療法士・作業療法士、言語聴覚士等がリハビリ指導を行います。
重度心身障がい児プール活動支援事業	18 歳未満の重い運動障がいのあるお子さんを対象に、当センター内の温水プールを使って、医師・理学療法士・看護師等がプール活動を支援します。 診療検査事業での医師の診察の結果、プール活動が可能と判断されたお子さんを対象に活動を行います。
訪問相談事業	障がい児保育をしている保育園・幼稚園及び在宅の障がいのあるお子さんを対象に、言語聴覚士・理学療法士・作業療法士・心理士・保育士・保健師などの専門職が園や家庭での関わり方等のアドバイスを行います。

□ 問い合わせ 宇都宮市子ども発達センター TEL 647-4720

宇都宮市サン・アビリティーズ

(医療・相談・支援施設位置図 P 79 参照)

障がい者の教養、文化及び体育の向上を図り、その社会参加を促進し、もって障がい者の福祉の増進に寄与することを目的としています。

障がい者の方が優先的に利用できます。

◇ 施設概要

体育室・研修室・音楽室・機能訓練室
教養娯楽室・談話コーナー・多目的ホール
図書コーナー・相談室・シャワー室



- ◇ 開館時間 午前 9 時～午後 9 時 (日曜・祝日は午後 5 時まで)
- ◇ 休館日 月曜日、年末年始
- ◇ 利用料 障がい者の方は全館無料
- ◇ 場所 屋板町 2 5 1 - 1

◆ 申し込み

障がい者の方は、利用したい月の3ヶ月前から予約を受け付けます。

利用の際には、障がい者手帳、または、療育手帳等をご提示ください。

□ 問い合わせ TEL 656-1458

2. 手 当 ・ 援 護

心身障がい者福祉手当

身体障がい者手帳1・2級の障がいのある方、または療育手帳A（A1・A2）またはB1の判定を受けた方（知能指数50以下と判定された方）に支給される手当です。

◇ 支給要件

- ① 支給対象者、配偶者、扶養義務者の所得が、各々の基準額以上のときは、支給されません。
- ② 他の手当との併給ができない場合があります。

◇ 手当額

月額5,000円（4月、8月、12月に支給されます。）

□ 問い合わせ

障がい福祉課福祉サービスグループ TEL 632-2302

特別児童扶養手当

市内に住所のある方で、次のような状態の20歳未満の児童を養育している方に、支給される手当です。

- | | | |
|---|---|---------|
| ・ 身体障がい者手帳1・2級と3級の一部の児童
（内部障がいは診断書による） | } | 手当額1級該当 |
| ・ 療育手帳のA1・A2の児童 | | |
| ・ 身体障がい者手帳の3級と4級の一部の児童
（内部障がいは診断書による） | } | 手当額2級該当 |
| ・ 療育手帳のB1の児童（診断書により判定） | | |
| ・ その他、診断書により、上記各号と同程度以上の障がいがあると認められた児童（心臓、呼吸器、腎臓、肝臓、血液疾患等）。 | | |

◇ 支給制限

- ① 支給対象者、配偶者、扶養義務者の所得が、各々の基準額以上のときは、支給されません。
- ② 障がいを支給事由とする公的年金受給者、施設入所者は除かれます。

◇ 手当額

1級 ----- 児童1人につき、月額50,750円

2級 ----- " 月額33,800円

(4月, 8月, 11月に支給されます。)



□ 問い合わせ

子ども家庭課家庭福祉グループ TEL 632-2386



障がい児福祉手当

市内に住所がある満20歳未満の児童で、次のような状態の児童に支給される手当です。

- ・ 身体障がい者手帳の1級または2級の一部に該当する児童
- ・ 療育手帳のA1の方(知能指数がおおむね20以下)
- ・ 身体障がい者手帳2級(障がい程度による)と、療育手帳のA2(知能指数がおおむね35以下)の合併障がい者
- ・ その他、診断書により、上記と同程度以上の障がいがあると認められた児童(心臓、呼吸器、腎臓、肝臓、血液疾患等)

◇ 支給制限

- ① 支給対象者、配偶者、扶養義務者の所得が、各々の基準額以上のときは支給されません。
- ② 施設入所者は除かれます。



◇ 手当額

月額14,380円(2月, 5月, 8月, 11月に支給されます。)

□ 問い合わせ

子ども家庭課家庭福祉グループ TEL 632-2386

3. 医療

重度心身障がい者医療費助成

次のような状態の重度心身障がい児が、病院などで診療を受けたときに支払う医療保険診療の自己負担分を助成する制度です。(小学6年生以下は、こども医療が優先されます。)

- ・ 身体障がい者手帳1・2級の方と同程度の障がいのある方
- ・ 知能指数が35以下(療育手帳A・A1・A2)と判定された知的障がい者
- ・ 身体障がい者手帳3・4級と同程度の障がいがあり、知能指数が36以上50以下(療育手帳B1)と判定された障がい者



□ 問い合わせ

障がい福祉課福祉サービスグループ TEL 632-2362

はり、きゅう、マッサージ施術料助成

身体障がい者手帳1・2級の方で、保険適用外で、はり、きゅう、マッサージを受けられる方に、その施術料の一部を助成します。

◇ 助成額

施術1回につき、1,000円を助成します。

◇ 助成券の交付

助成券は最高年18枚です。

□ 問い合わせ

障がい福祉課福祉サービスグループ TEL 632-2363



4. 給付制度

補装具の交付・修理

身体に障がいのある部分を補って、日常生活や職業生活をしやすくするために必要な装具の交付、または、修理を行います。

◇ 補装具の種類

肢体不自由	-----	歩行補助杖、松葉杖、車いす、歩行器、義肢、装具、座位保持装置など
視覚障がい	-----	盲人安全杖、義眼、遮光眼鏡など
聴覚障がい	-----	補聴器
その他	-----	重度障がい者用意思伝達装置（肢体不自由及び音声・言語機能障がい）

※ 品目によっては、医師の意見書が必要なものもあります。

□ 問い合わせ

障がい福祉課福祉サービスグループ TEL 632-2302

日常生活用具の給付・貸与

重度障がい児が家庭生活を営むうえでの不便を解消し、容易に日常生活ができるようにするために必要な生活用具を給付・貸与します。

原則として、購入等に係る費用の1割を負担いただくこととなりますが、所得に応じて一定の月額負担上限額を設定いたします。ただし、貸与器具については、低所得世帯のみとなります。

給付・貸与種目については、お問い合わせください。

□ 問い合わせ

障がい福祉課福祉サービスグループ TEL 632-2302



5. 障がい福祉サービス

短期入所

在宅の障がい児を介護している保護者が、疾病等のため家庭における介護が困難になった場合、一時的に施設でお預かりします。

◇ 対象者

- ・ 障がい児（障がいのある18歳までの児童）

□ 問い合わせ

障がい福祉課相談支援グループ TEL 632-2366



ホームヘルプ

障がい児のいる家庭であって、その家族が当該障がい児の介護を行えないような状況にある場合に、家事や介護等、必要な支援を行います。

□ 問い合わせ

障がい福祉課相談支援グループ TEL 632-2366



6. 住宅

重度身体障がい児者住宅改造費の助成

重度の身体障がい児が日常生活を容易にするため、台所、浴室、便所、居室、廊下、玄関等の改築や、福祉機器を設置することにより、生活環境の整備を図ります。

◇ 対象者

- ・ 1級・2級に該当する両下肢または体幹の障がいを有する方
- ・ 3級に該当する下肢の障がいのうち一下肢の機能を全廃したもので、かつ、次のいずれかに該当する障がいを有する方
 - (1) 1級に該当する上肢の障がいのうち両上肢の機能を全廃したもの
 - (2) 2級に該当する上肢の障がいのうち両上肢の機能の著しい障がいまたは、上肢の機能を全廃したもの
 - (3) 3級に該当する上肢の障がいのうち一上肢の機能の著しい障がいのもの
- ・ 1級・2級に該当する乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいのうち移動機能障がいを有する方
 - ・ 重度身体障がい児の属する世帯の前年分所得税額が16,200円以下、または、生計中心者の前年の所得税額が非課税である方

◇ 給付額

補助対象工事に要した経費の4分の3
(ただし、900,000円を限度)

□ 問い合わせ

障がい福祉課福祉サービスグループ TEL 632-2302



身体障がい者世帯向け市営住宅

下肢障がい1・2級に該当し、常時車いす使用が必要な方のいる世帯を対象に、市営住宅に空きが発生した時に車いす用の住宅の入居の申し込みを受け付けています。(抽選で当選者が決定されます。)

申込みには、入居者全員の合計収入が一定基準以内であることなどの条件があります。

なお、身体障がい者1～4級、精神障がい者1・2級、知的障がい者A1～B1及び特定疾患の人には、その他の一般市営住宅についても抽選における優遇制度があります。

□ 問い合わせ

住宅課住宅管理グループ TEL 632-2553

7. 相 談

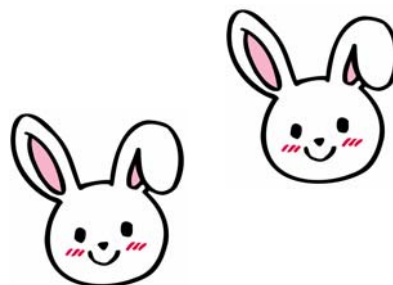
身体障がい者・知的障がい者相談員

宇都宮市長より委託された識見の高い民間の協力者です。

身体障がい者・知的障がい者、またはその家族の相談や助言を行っています。

□ 問い合わせ

障がい福祉課相談支援グループ TEL 632-2366



その他の助成制度

(1) 宇都宮市重度障がい者タクシー料金助成制度

重度の障がい者が通院などでタクシーを利用するときそのタクシー料金の一部を助成します。

(2) 知的障がい者に対する交通費助成

療育手帳の交付を受けた知的障がい者が通学、通院、訓練等のため定期的に交通機関を利用する場合に、その交通費の2分の1を助成します。介護を必要とする場合には、介護者も認められます。(特別支援教育就学奨励費を受給している方を除く。)

(3) 精神障がい者に対する交通費助成

精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方が、通院や通所のために利用する公共交通機関の料金の一部を助成します。(知的障がい者交通費助成及び重度障がい者タク

シー料金助成を受けている方は除く。)

- (4) 鉄道・バス運賃割引制度
- (5) NHK放送受信料の減免制度
- (6) 航空旅客運賃割引制度
- (7) 有料道路通行料金の割引制度



※ (1)～(7)の詳しい内容については、下記までお問い合わせください。

□ お問い合わせ

障がい福祉課福祉サービスグループ TEL 632-2302

(8) 県立施設の無料開放

障がい者の社会参加を促進するため、障がい者が施設(一部)を利用する場合に、その観覧料を無料にしています。

◇ 対象施設

わくわくグランディ科学ランド(栃木県子ども総合科学館)	
(展示室, プラネタリウム)	… 宇都宮市
とちぎ花センター(鑑賞温室)	… 岩舟町
栃木県立日光自然博物館	… 日光市
栃木県井頭公園(花ちょう遊館)	… 真岡市
栃木県立美術館	… 宇都宮市
栃木県立博物館	… 宇都宮市
栃木県風土記の丘資料館	… 下野市・大田原市・那珂川町
とちぎ明治の森記念館	… 那須塩原市
栃木県日光田母沢御用邸記念公園(御用邸本邸)	… 日光市
栃木県とちぎわんぱく公園(ふしぎの船)	… 壬生町
栃木県なかがわ水遊園	… 大田原市

□ お問い合わせ

栃木県障害福祉課 TEL 623-3490

- (9) 身体障がい者福祉バスの利用 … お問い合わせ: 宇都宮市社会福祉協議会
- (10) 点字郵便物等の無料扱い … お問い合わせ: 各郵便局
- (11) 無料電話番号案内 … お問い合わせ: NTT東日本ふれあい案内担当
- (12) 各種税金の控除・減免 … お問い合わせ: 宇都宮税務署

宇都宮県税事務所
市役所市民税課 等



